

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

社会医療法人 ささき会

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

※Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

という3つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

介護職員処遇改善加算等の取得状況・職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、当法人の処遇改善に関する具体的な取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり 公表します。（令和 6年 4月 1日現在）

<介護職員等特定処遇改善加算の取得状況>

介護職員等処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、

（彩りの都デイサービスセンター鶴見今津、彩りの都デイサービスセンター花博通り、彩りの都デイサービスセンター城東永田、彩りの都デイサービスセンター東大阪あらもと、藍の都脳神経外科病院通所リハビリテーション、藍の都ヘルパーステーション）

入職促進に向けた取組

- ・定年後も雇用を継続出来るように嘱託制度を設けている。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらず募集と採用を行っている。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・毎月月末に担当者によるキャリアアップに関する評価と面談希望を受け付ける制度を構築。
- ・資格や技術取得に関する休暇を優先する配慮を行っている。

両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のため介護・看護休暇など休業制度等の充実を行っている。
- ・法人内事業所間での連携により有給休暇を取得しやすい環境づくりを構築。

腰痛を含む心身の健康管理

- ・職員のメンタルヘルスケアとマネジメントのためのストレスチェックを実施。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成と研修の実施。

生産性向上のための業務改善の取組

- ・介護事業でも職員の経験によらず高度な医療的サポートを得られるようにタブレット端末や SNS でのホットラインの整備。
- ・新人職員の為の業務マニュアルや派遣職員への業務手順書を作成し、職員の作業負担の軽減や速やかな情報の共有をサポート。

やりがい・働きがいの醸成

- ・毎月のカンファレンスとミーティングにより日々のケアの内容の共有や、個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を実施。